所得の金額の計算に関する明細書 事業年度 法人名 御注意 処 分 総 額 留 保 社 出 X 外 流 分 円 円 配 当 当期利益又は当期欠損の額 嘗 与 その他 損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。) 損 金 の 額 に 算 入 し た 道 府 県 民 税 (利 子割額を除く。)及び市町村民税 3 損金の額に算入した道府県民税利子割額 4 損金の額に算入した納税充当金 5 損金の額に算入した附帯税(利子税を除く。) 6 その他 加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税 減価償却の償却超過額 7 交際費等の損金不算入額 8 その他 9 算 10 11 減価償却超過額の当期認容額 12 納税充当金から支出した事業税等の金額 13 受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八「12」又は「24」) 減 14 法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額 15 所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等 16 17 の金額を加減算した額と符合することになりますから留意してください。」欄に含めることとなりますので、「」の「賞与」欄の金額に含めないで記載します。 18 19 算 20 外 //\ 計 21 外 22 (1)+(11)-(21) (月代11)-(21) 寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別表十四(一) 23」又は「39」) 沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「12」) 法 人 税 額 から 控除 される 所 得 税 額 (別表六(一)「6の」) 23 その他 24 その他 税額控除の対象となる外国法人税の額等 (別表六(ニのニ)「10」-別表十七(ニのニ)「36の計」) 26 その他 合 計 ((22)から(26)までの計) 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(二)「42」) 総 計 外 か 29 (27)+(28) 者 配 当 の 益 金 算 (別表九(一)「13」) 契 約 者 入 額 30 漁業協同組合等の留保所得の特別控除額 (別表代三)「44」、「51」、「57」、「61」又は「62」) 31 漁業協同組合等の社外流出による益金算入額 (別表+(四)「35」) 特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額 (別表+(七)「12」又は「37」) 非適格合併又は非適格分割型分割による移転 資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 32 33 引 外 ((29)から(34)までの計) 欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七「2の計」) 36 私財提供等があった場合等の欠損金の当期控除額 (別表七「20」)

37

38

所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額

外